

平成27年8月10日

お客様 各位

吉備信用金庫

「きびしん法人インターネットバンキングサービス」にかかる  
預金の不正な払戻被害への対応について

いつも「きびしん法人インターネットバンキングサービス」をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、「きびしん法人インターネットバンキングサービス」における不正な払戻し防止に向けたセキュリティ対策を、別紙1「お客様に講じていただくセキュリティ対策事例」のとおり、とりまとめました。

お客様におかれましては、預金を不正な払戻しから守るため、所定のご利用方法に従ってお取り扱いいただくことに加え、別紙1「お客様に講じていただきたいセキュリティ対策事例」の内容をご確認いただき、不正な払戻し防止に向けたセキュリティ対策をご対応いただきますようお願いいたします。

また、お客様に被害が発生した場合の具体的な補償（現在は、年間上限額500万円）の内容につきましては、お客さまそれぞれのご利用状況やセキュリティ対策の状況、警察等による捜査状況・原因究明を勘案のうえ、個別に検討させていただきますが、別紙2「補償対象外・補償減額の取扱いとなりうる主なケースについて」に記載のようなケースが確認された場合には、補償を減額する、もしくは補償の取り扱いができない場合がありますので、お客様ご自身でセキュリティ対策を講じていただき、不正利用被害の防止に努めていただくようお願い申し上げます。

以 上

お客様に講じていただきたいセキュリティ対策事例

1. お客様に実施していただきたいセキュリティ対策

- (1) 当金庫が導入しているセキュリティ対策の利用
  - ① ログオン認証の電子証明書方式の利用
  - ② ソフトウェアキーボードの利用
  - ③ 利用者ワンタイムパスワード機能の利用
  - ④ インターネットバンキング専用のセキュリティソフト (R a p p o r t (ラポート)) の利用
- (2) 「きびしん法人インターネットバンキングサービス」に使用するパソコン (以下、「パソコン」という。) に関し、基本ソフト (OS) やウェブブラウザ等、インストールされている各種ソフトウェアの最新の状態への更新
- (3) パソコンにインストールされている各種ソフトウェアで、メーカーのサポート期限が経過した基本ソフト (OS) やウェブブラウザ等の使用中止
- (4) パソコンにセキュリティソフトの利用、及び最新の状態に更新したうえでの稼働
- (5) 「きびしん法人インターネットバンキングサービス」に係るパスワードの定期的な変更
- (6) 当金庫が指定した正規の手順以外での電子証明書の利用中止

2. 推奨するセキュリティ対策

- (1) パソコンの利用目的として、インターネット接続時の利用は「しんきん法人インターネット・バンキングサービス」に限定する
- (2) パソコンや無線 LAN のルータ等について、未利用時は可能な限り電源を切断しておく
- (3) 振込等の限度額を必要な範囲内でできるだけ低く設定する
- (4) 不審なログオン履歴や身に覚えがない取引履歴、取引通知メールがないかを定期的に確認する

補償対象外・補償減額の取扱いとなりうる主なケースについて

- ・お客様から被害調査のご協力が得られない、または警察に対して被害事実等の事実説明を行っていただけない場合
- ・不正な払戻しの発生から30日以内に当金庫へ通知をいただかなかった場合
- ・ご契約先が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
- ・ID・パスワード等の本人確認情報や、本サービスを使用する端末を第三者に提供・貸与した場合、あるいはハードウェアトークン等を渡した場合
- ・端末が盗難に遭った場合において、ID・パスワード等の本人確認情報を端末に保存していた場合
- ・電子証明書方式でサービスを利用できる環境であるにもかかわらず、電子証明書方式を利用していない場合、または電子証明書を正規の手順で利用していない場合
- ・セキュリティ対策ソフトを利用していない場合
- ・本サービスを使用する端末のOS（基本ソフト）やブラウザおよびセキュリティー対策ソフトを最新の状態に更新されていない場合
- ・当金庫が注意喚起しているにもかかわらず、注意喚起している方法で、フィッシング画面等へ不用意にID・パスワード等の本人確認情報を入力してしまった場合
- ・ご契約先が法人・個人事業主の場合は、ご契約先の従業員等関係者の犯行またはご契約先の従業員等関係者が加担した不正な取引である場合。ご契約先が個人・個人事業主の場合は、ご契約先の配偶者、親族及びその他の同居人、家事使用人等による不正な取引である場合
- ・第三者からの指示または脅迫に起因して生じた損害である場合
- ・戦争、暴動、地震等による著しい社会秩序の混乱に乗じてまたはこれに付随して不正な資金移動が行われた場合
- ・その他、上記と同程度の過失が認められた場合

平成26年7月17日付の一般社団法人全国銀行協会の申合せ「法人向けインターネット・バンキングにおける預金等の不正な払戻しに関する補償の考え方」による。